



(01) 人権保障の歴史

- ^[1]] : 人間が生まれながらにもつ権利のこと
⇒これを保障できる国の在り方を目指し、社会契約説の提唱（ホブズ・ロックなど）

■ 人権獲得の歴史：POINT≫イギリス→アメリカ→フランスの順に整理！

国	年号	出来事	内容
英	1215	2	イギリス王に封建貴族や聖職者の特権を認めさせる ジョン王は逮捕拘禁権や課税権の濫用をやめると約束
	1628	3	王に対し課税への議会の承認や、人身の自由を要求
	1689	4	1688年の 名誉革命 を経て、議会在が制定 →人身の自由、信教・言論の自由などを含む
米	1775～83	アメリカ独立革命	イギリスの植民地での独立戦争
	1776	5	<u>世界初の人権宣言</u> といわれる。 <u>自然権</u> や革命権を規定。
	1776	6	起草者はジェファークソン。ロックの思想を受け継ぎ、 人間の平等や、自然権や革命権を明記。
	1787	アメリカ合衆国憲法	歴史上初めての近代的な成文憲法。 三権分立 を採用。
仏	1789～99	フランス革命	租税の重い負担などに不満を持った参政権を持たない 人々を中心に発生した、フランスの政治変革運動。
	1789	7	国民議会在が採択。自由権・革命権・ 権力分立 を規定。
独	1919	ワイマール憲法	世界で初めて、生存権を中心とする社会権を明記
国際	1948	8	基本的人権の保障における差別禁止を定める
	1966	9	[8]の内容を基礎として、条約化して法的拘束力を持たせたもの

+α 各文書の内容(一部抜粋)：POINTを抑えて、文章から判別できるようにしておく！

■ バージニア権利章典

すべて人は生来ひとしく自由かつ独立しており、一定の生来の権利を有するものである。

■ アメリカ独立宣言

すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、
その中に生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる。

■ フランス人権宣言

第1条 人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。

第16条 権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は、憲法をもつものでない。

■ ワイマール憲法

経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合
しなければならない。

(02) 人権の歴史的展開

★世界では、これまでどのように「基本的人権の保障」が達成されてきたのか

背景 絶対王政の下で、個人の自由が抑圧される。国家から不当な扱いを受けるのはうんざり → 革命

18 世紀的権利 [10]] = “国家からの自由”

- ①政治権力から不当な弾圧を受けない権利
- ②信教の自由、身体の自由、言論の自由などが保障

18 世紀後半：産業革命→機械の発展により労働者の仕事が奪われ生活苦になる
→労働者を代表する国会議員が必要
⇒参政権の獲得を目指す (11) (英)

19 世紀的権利 [12]] = “国家への自由”

資本主義の発達 → 自由競争による貧富の差、失業者の増加
→ 労働者が反乱 (= 労働運動)

20 世紀的権利 [13]] = “国家による自由”

- ①生存権や労働基本権など、社会的弱者の実質的平等を求める声が高まる
- ②世界初の社会権保障…**ワイマール憲法** (1919)

(03) 人権の国際化

■ **人権の国際化** : 人権は国内だけではなく国境を越えて保護されるべきものとなる

(例) 第二次世界大戦中、ナチスによるユダヤ人迫害

南アフリカで実施されていた人種隔離政策 (14)

1941 F.ローズベルトの[15]

①言論と表現の自由 ②信仰の自由 ③欠乏からの自由 ④恐怖からの自由

1948 **世界人権宣言** : 各国が達成すべき共通の人権の基準として、国連総会で採択

POINT : この内容を宣言したにとどまり、**法的拘束力をもたない!**

1966 **国際人権規約** : 世界人権宣言を具体化 (1976 年発効、日本は 1979 年に批准)

POINT : 世界人権宣言を条約化し、**法的拘束力をもつ!**

+ α **国際人権規約の内容** : A 規約・B 規約・選択議定書の 3 種類からなる!

* A 規約[社会権規約] (経済的・文化的権利) → 日本は公務員の争議権、祝日の給与に関する内容、高等教育の無償化実現については留保 ※高校無償化は 2012 年に留保撤回

* B 規約[自由権規約] (市民的・社会的権利) → 全て批准

* B 規約に関する選択議定書 → B 規約の権利を侵害された個人が国際機関に通報できる制度を定めたもの。

第 2 選択議定書の中には**死刑廃止条約**が含まれており 日本は未批准※。

※その他、ジェノサイド条約(1948)やアパルトヘイト犯罪条約(1973)も未批准



(01) 人権保障の歴史

■^[1] **自然権**] : 人間が生まれながらにもつ権利のこと

⇒これを保障できる国の在り方を目指し、社会契約説の提唱（ホブズ・ロックなど）

■ 人権獲得の歴史：POINT≫イギリス→アメリカ→フランスの順に整理！

国	年号	出来事	内容
英	1215	² マグナカルタ	イギリス王に封建貴族や聖職者の特権を認めさせる ジョン王は逮捕拘禁権や課税権の濫用をやめると約束
	1628	³ 権利請願	王に対し課税への議会の承認や、人身の自由を要求
	1689	⁴ 権利章典	1688年の 名誉革命 を経て、議会在が制定 →人身の自由、信教・言論の自由などを含む
米	1775～83	アメリカ独立革命	イギリスの植民地での独立戦争
	1776	⁵ バージニア権利章典	<u>世界初の人権宣言</u> といわれる。 <u>自然権</u> や革命権を規定。
	1776	⁶ アメリカ独立宣言	起草者はジェファークソン。ロックの思想を受け継ぎ、 人間の平等や、自然権や革命権を明記。
	1787	アメリカ合衆国憲法	歴史上初めての近代的な成文憲法。 三権分立 を採用。
仏	1789～99	フランス革命	租税の重い負担などに不満を持った参政権を持たない 人々を中心に発生した、フランスの政治変革運動。
	1789	⁷ フランス人権宣言	国民議会在が採択。自由権・革命権・ 権力分立 を規定。
独	1919	ワイマール憲法	世界で初めて、生存権を中心とする社会権を明記
国際	1948	⁸ 世界人権宣言	基本的人権の保障における差別禁止を定める
	1966	⁹ 国際人権規約	[⁸]の内容を基礎として、条約化して法的拘束力を持たせたもの

+α 各文書の内容(一部抜粋)：POINTを抑えて、文章から判別できるようにしておく！

■ **バージニア権利章典**

すべて人は生来ひとしく自由かつ独立しており、一定の生来の権利を有するものである。

■ **アメリカ独立宣言**

すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、
その中に生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる。

■ **フランス人権宣言**

第1条 人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。

第16条 権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は、憲法をもつものでない。

■ **ワイマール憲法**

経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合
しなければならない。

(02) 人権の歴史的展開

★世界では、これまでどのように「基本的人権の保障」が達成されてきたのか

背景 絶対王政の下で、個人の自由が抑圧される。国家から不当な扱いを受けるのはうんざり → 革命

18 世紀的権利 [10 **自由権**] = “国家からの自由”

- ①政治権力から不当な弾圧を受けない権利
- ②信教の自由、身体の自由、言論の自由などが保障

18 世紀後半：**産業革命**→機械の発展により労働者の仕事が奪われ生活苦になる
→労働者を代表する国会議員が必要
⇒**参政権**の獲得を目指す (11 **チャーチスト運動**) (英)

19 世紀的権利 [12 **参政権**] = “国家への自由”

資本主義の発達 → 自由競争による貧富の差、失業者の増加
→ 労働者が反乱 (= 労働運動)

20 世紀的権利 [13 **社会権**] = “国家による自由”

- ①生存権や労働基本権など、社会的弱者の実質的平等を求める声が高まる
- ②世界初の社会権保障…**ワイマール憲法** (1919)

(03) 人権の国際化

■ **人権の国際化** : 人権は国内だけではなく国境を越えて保護されるべきものとなる

(例) 第二次世界大戦中、ナチスによるユダヤ人迫害

南アフリカで実施されていた人種隔離政策 (14 **アパルトヘイト**)

1941 F.ローズベルトの[15 **4つの自由**]

①**言論と表現**の自由 ②**信仰**の自由 ③**欠乏**からの自由 ④**恐怖**からの自由

1948 **世界人権宣言** : 各国が達成すべき共通の人権の基準として、国連総会で採択

POINT : この内容を宣言したにとどまり、**法的拘束力をもたない!**

1966 **国際人権規約** : 世界人権宣言を具体化 (1976 年発効、日本は 1979 年に批准)

POINT : 世界人権宣言を条約化し、**法的拘束力をもつ!**

+α **国際人権規約の内容** : A 規約・B 規約・選択議定書の 3 種類からなる!

* A 規約[社会権規約] (経済的・文化的権利) → 日本は公務員の争議権、祝日の給与に関する内容、高等教育の無償化実現については留保 ※高校無償化は 2012 年に留保撤回

* B 規約[自由権規約] (市民的・社会的権利) → 全て批准

* B 規約に関する選択議定書 → B 規約の権利を侵害された個人が国際機関に通報できる制度を定めたもの。

第 2 選択議定書の中には**死刑廃止条約**が含まれており 日本は未批准※。

※その他、ジェノサイド条約(1948)やアパルトヘイト犯罪条約(1973)も未批准